

齊桓公の最期と『左傳』の成立

一 桓公死、尸蟲出于戸

司馬遷は『史記』齊太公世家において、春秋の五霸の筆頭に擧げられる齊の桓公の在位四十三年の事績を述べ來たり、その最晩年を次のように記述している。

四十一年。(中略)是の歲、管仲・隰朋皆な卒す。

管仲病みしとき、桓公問ひて曰く「羣臣誰か相とすべき者ぞ」と。管仲曰く「臣を知るは君に如くは莫し」と。

公曰く「易牙は如何」と。對へて曰く「子を殺して以て君に適ふは人情に非ず、不可なり」と。公曰く「開方は如何」と。對へて曰く「親に倍きて以て君に適ふは人情に非ず、近づけ難し」と。公曰く「豎刁は如何」と。對へて曰く「自ら宮して以て君に適ふは人情に非ず、親しみ難し」と。管仲死して、桓公は管仲の言を用ひず、卒

野 間 文 史

に三子を近づけ用ひ、三子、權を専らにす。
四十二年。(省略)

四十三年。初め齊の桓公の夫人に三あり。王姬・徐姬・蔡姬と曰ひ、皆な子無し。桓公、内を好み、内寵多く、夫人の如き者に六人あり。長衛姬は無詭を生み、少衛姬は惠公元を生み、鄭姬は孝公昭を生み、葛蕪は昭公潘を生み、密姬は懿公商人を生み、宋華子は公子雍を生む。桓公は管仲とともに孝公を宋の襄公に屬し、以て太子と爲す。雍巫は衛共姬に寵有り。宦者豎刁に因りて以て厚く桓公に獻じ、亦た寵有り。桓公之れに無詭を立つるを許す。管仲卒し、五公子は皆な立つを求む。

冬、十月乙亥、齊の桓公卒す。易牙入り、豎刁と内寵に因りて羣吏を殺し、公子無虧を立てて君と爲す。太子昭、宋に奔る。桓公病みて、五公子各おの黨を樹てて立

つを争ふ。桓公の卒するに及び、遂に相攻め、故を以て宮中空しく、敢へて棺するもの莫し。桓公の尸は牀上に在ること六十七日、尸蟲、戸より出づ。十二月乙亥、無詭立ちて乃ち棺し赴ぐ。辛巳の夜、斂殯す。

桓公の十有餘子、要するに其の後に立つ者に五人あり。無詭は立ちて三月にして死し、諡無し。次は孝公、次は昭公、次は懿公、次は惠公なり。

孝公の元年。三月、宋の襄公、諸侯の兵を率ゐて齊の太子昭を送りて齊を伐つ。齊人恐れ、其の君無詭を殺す。齊人將に太子昭を立てんとするも、四公子の徒、太子を攻め、太子、宋に走る。宋、遂に齊人四公子と戦ふ。五月、宋、齊の四公子の師を敗りて太子昭を立つ。是れを齊の孝公と爲す。宋は、桓公、管仲とともに之れに太子を屬せるを以て、故に來たりて之れを征するなり。亂を以ての故に、八月に乃ち齊の桓公を葬る。

以上の「齊世家」の記述によると、名宰相管仲の遺言を守らず主君に迎合する内臣に政治の實權を與えた桓公は、内寵の多かつた事情も有り、その死後の後繼者をめぐる内亂のため、亡骸が棺に收められずに放置されること實に六十七日、その遺體に涌いた蟲が部屋の外にまで這い出てきたというのである。諸侯を九合し、天下を一匡して春秋第一の覇者となつた華々しい生前の事績に比べて、あまりに悲惨な最期とい

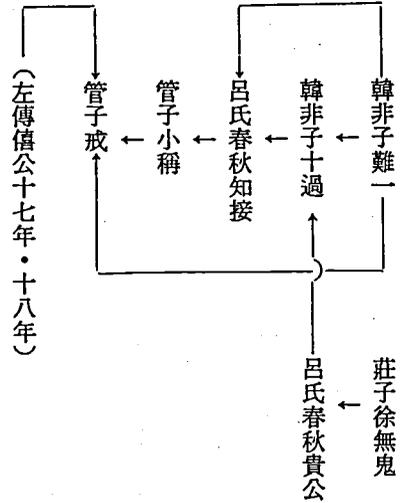
齊桓公の最期と『左傳』の成立(野間)

わねばなるまい。

さてこの「齊世家」の記事のうち、前半の四十一年の條に類似した説話は、『史記會注考證』が指摘する『韓非子』難一篇、あるいは『史記正義』所引の顏師古が引用する『呂氏春秋』知接篇を始め、同じく『韓非子』十過篇や『呂氏春秋』貴公篇、さらには『管子』小稱・戒篇というように、戰國末から漢代初めにかけて成立したと思われる文獻にも數多く採録されており、また降つて『說苑』權謀篇にも見えてい

る。これらはいずれも、管仲がその死に際して桓公のために、後事を託すべき人物は鮑叔牙ではなくて隰朋であること(この部分だけが『莊子』徐無鬼篇に見える)、豎刁・易牙・公子開方(後に常之巫または堂巫が加わる)を君側から退けることを進言したにもかかわらず、これを聴き容れなかつた桓公が、管仲の危惧した通り惨めな結末を迎えたという説話である。それにしても「尸蟲出于戸」とは、讀者に強烈な印象を與えずにはおかない表現ではなからうか。

ちなみに、これら諸文獻に見える説話の繼受關係を明確にするのはなかなか困難なことであるが、筆者の想定した極めておおまかな結論のみを示すと左の通りである。(もちろんこれはそれぞれの文獻の傳える説話の先後關係であつて、必ずしも文獻そのものの先後關係を示すものではない。)



また本稿で問題とする「尸蟲出於戸」という表現に似た記述だけに限れば、以上の諸文献の他に『韓非子』二柄・難二篇や、『墨子春秋』諫上篇等が挙げられるであろう。いまそれらを抜き書きしてみると、次の通りである。

- | | |
|--------------------|--------|
| 及桓公死、蟲出戸不葬 | 韓非子難一 |
| 失管仲得豎刁、而身死蟲流戸不葬 | 難二 |
| 桓公蟲流出戸而不葬 | 二柄 |
| 身死三月不收、蟲出於戸 | 十過 |
| 桓公身死、七日不收 | 說疑 |
| 用豎刀而蟲出於戸 | 呂氏春秋貴公 |
| 蟲流出於戸、上蓋以楊門之扉、三月不葬 | 知接 |

死十一日、蟲出於戸、乃知桓公之死也 管子小稱

故公死、七日不斂、九月不葬 戒

故身死乎胡宮而不斂、蟲出而不收 晏子春秋諫上

桓公死六十日、蟲出於戸而不收 說苑權謀

桓公尸在牀上六十七日、尸蟲出于戸 史記齊世家

さてこれらを見ると、諸文献では少しづつ表現が異なっていることが分かる。すなわち桓公が死亡した後、いったい何日「不收」「不斂」であったのか、あるいは「不葬」であったのか。このことについてそれぞれの文献の注釋家は、諸文献の記述の相違を矛盾なく説明すべく、いろいろと工夫しているようである。

たとえば『韓非子』說疑篇の「七日不收」について、我が蒲阪園（『韓非子翼議』所引）を始め、陶鴻慶（『韓非子札記』・陳奇猷（『韓非子集釋』）等は、「齊世家」に依據して「六十七日」に作るべきだと考證している。また陶氏はこれが「管子」戒篇の「七日不斂」を襲った誤りだと推定しており、陳氏はまた「十過」篇の「身死三月不收」は整数で述べたものだという。

あるいは『呂氏春秋』知接篇の「三月不葬」について、陳奇猷（『呂氏春秋校釋』）は、「三月不殯、九月不葬」に作るべきで、これは中間の「不殯九月」四字を脱した結果であり、また『管子』戒篇「七日不斂」は「三月不斂」の誤りだという。

これに對して『管子集校』では、陶鴻慶(管子札記)が、「戒」篇の「七日不斂、九月不葬」は「六十七日而斂、九月而葬」に作るべきであり、また「小稱」篇の「死十一日、蟲出於戸」については、桓公の死は多であるから、十一日では蟲が部屋から這い出てくるはずがない、とする考證を採録している。そして郭沫若は「十一日」は「十一月」の誤りであるとうとする説を付け加えるのである。

これら諸注釋の當否については、ここで論じない。ただ通じて言えることは、いずれもが『史記』齊世家と、これが基づいたと思われる『左傳』僖公十七・八年の條を根據にして、當該文獻の文字に脩改を施した考證だということである。そこで今一度『史記』齊世家の文章を取り上げ、これに『左傳』を併せて検討してみることにしよう。

二 史記と左傳

以下の文章は、上段が『左傳』と春秋經文(〔 〕内)、下段が「齊世家」の桓公四十三年の條である。對照しやすいように改行・樹目空けを施してはいるが、文章に省略は無い。

【僖公十七年、冬、十有二月 四十四年、乙亥、齊侯小白卒】

齊侯之夫人三。 王姬 初、齊桓公之夫人三。 曰王姬

齊桓公の最期と『左傳』の成立(野間)

・徐嬴・蔡姬皆無子。齊侯好內多內寵。內嬖如夫人者六人。長衛姬生武孟、少衛姬生惠公、鄭姬生孝公、葛嬴生昭公、密姬生懿公、宋華子生公子雍。

公與管仲屬孝公於宋襄公、以爲太子。雍巫有寵於衛共姬。因寺人貂以薦羞於公、亦有寵。公許之立武孟。管仲卒、五公子皆求立。冬、十月乙亥、齊桓公卒。易牙入、與寺人貂因內寵以殺羣吏、而立公子無虧。孝公奔宋。

十二月乙亥、
辛巳夜、殯。 赴。

【十有八年、春、王正月、宋公曹伯衛人邾人伐齊。夏、師救齊。五月戊寅、宋師及齊師

・徐姬・蔡姬、皆無子。桓公好內多內寵、如夫人者六人。長衛姬生無詭、少衛姬生惠公元、鄭姬生孝公昭、葛嬴生昭公潘、密姬生懿公商人、宋華子生公子雍。

桓公與管仲屬孝公於宋襄公、以爲太子。雍巫有寵於衛共姬。因宦者豎刁以厚獻於桓公、亦有寵。桓公許之立無詭。管仲卒、五公子皆求立。冬、十月乙亥、齊桓公卒。易牙入、與豎刁因內寵殺羣吏、而立公子無虧爲君。太子昭奔宋。

桓公病、五公子各樹黨爭立。及桓公卒、遂相攻、以故宮中空、莫敢棺。桓公尸在牀上六十七日、尸蟲出于戶。
十二月乙亥、無詭立、乃棺赴。
辛巳夜、斂殯。

戰于廩、齊師敗績。狄救齊。
秋、八月丁亥、葬齊桓公。】

十八年、春、宋襄公以諸侯伐齊。三月、齊人殺無虧。

齊人將立孝公、不勝四公子之徒。遂與宋人戰。

夏、五月、宋敗齊師于廩、立孝公而還。

秋、八月、葬齊桓公

なお『史記』と『左傳』の先後關係についていえば、筆者は『左傳』先行説が妥當なものだと考えている。右の兩者を對照しても、『史記』が『左傳』の文章を基にしていることが分かる。たとえば「齊世家」冒頭の「齊桓公之夫人三」、中間の「冬、十月乙亥、齊桓公卒」、そして最後の「八月乃葬齊桓公」の三「齊」字は、これが「齊世家」の文章なのだ

桓公十有餘子、要其後立者五人。無詭立三月死、無諡。次孝公、次昭公、次懿公、次惠公。

孝公元年。三月、宋襄公率諸侯兵、送齊太子昭而伐齊。

齊人恐、殺其君無諡。

齊人將立太子昭、四公子之徒攻太子、太子走宋。宋遂與齊人四公子戰。

五月、宋敗齊四公子師而立太子昭、是爲齊孝公。宋以桓公與管仲屬之太子、故來征之。以亂故、八月乃葬齊桓公。

から本来は不要なものであるはずで、これは『左傳』の文章を襲用した結果、「齊」字がそのまま残ったものと見なすべきものである。

それはさておき、右の『左傳』の記事に據れば、桓公の死は「冬十月乙亥」であるが、齊國內の混亂のため、魯國への正式な赴告(訃報)が有ったのは丸二箇月後の「十二月乙亥」であり、そのため經文には「冬、十有二月乙亥、齊侯小白卒」として記録されたというのである。そして殯(かりもがり、これを斂ともいう)が「乙亥」の六日後の「辛巳」夜であった。『史記』がほぼこれをそのまま襲っていることはいうまでもない。

十月 乙亥 死亡

十二月乙亥 魯國への赴告 經文の記録 死後61日目

辛巳 殯 死後67日目

八月 丁亥 葬

さらに埋葬は、十月から數えれば、九十箇月と十二日目ということになる。これによって前節に引用した諸注釋の考證の

根據と論點がより明確になったことと思う。

さて右の兩文獻を對照して最も注目すべきことは、先行する『左傳』の方には問題の「桓公尸在牀上六十七日、尸蟲出于戸」という文章が見當らないことである。先に紹介した四十一年の條に類似した諸説話では、その最後に、たとえば「及桓公死、蟲出戸不葬」(『韓非子』難一)といった表現があるのに對して、『史記』では、編年體に編集し直されているため、桓公が死亡した四十三年の條にこれを移動しているわけであるが、『左傳』にはその記述が無いのである。この事實をどのように考えるべきであろうか。

桓公の死後二箇月後に魯國に訃報が傳えられた、その殯が「乙亥」の六日後の「辛巳」であったという、この二箇月という空白期間が、實は重大な意味を持っているのではあるまいか。ここで結論を前もって述べるとするならば、この二箇月の空白こそが、「桓公尸在牀上六十七日、尸蟲出于戸」という虚構の説話を生んだのではないかと推測するのである。

そのことを論證するために、次節以降では『左傳』成立の事情という別の觀點からの検討を加えたいので、再びこの問題について考えてみたいと思う。

三 列國史書と左傳

經書の中でも最も分量の多い『左傳』が、一人一時の作で

齊桓公の最期と『左傳』の成立(野間)

ないことは申すまでもなからう。『左傳』と對稱して『春秋外傳』の別名で呼ばれる『國語』が春秋時代の諸國別の歴史説話集であるように、『左傳』の原資料となった文獻の主要なものが、やはり各國に傳わる歴史書であったことは、これまでにもしばしば指摘されてきたことである。

すでに宋の程公説がこのような考え方に立ってであらう、『左傳』の文章を列國別に編集し直した『春秋分紀』九十卷を著作し、これが清朝の馬驥(1691—1763)『左傳事緯』や高士奇(1645—1704)『左傳紀事本末』さらに近人の吳闕生『左傳微』、韓席壽『左傳分國集注』等に連なることはよく知られている。

またこれらの他に、清初の顧炎武(1613—1682)が、『左傳』と『春秋』經文との間で、季節・月・干支の記述に異同があることを論點に、『左傳』中には異なった曆法に據る列國の史書の文章が混在していると、特に晉國についての用例を多數挙げ、晉國では夏正が使用されていたことを指摘しているのは、『日知錄』三正の項)、本稿にとって注目すべき見解である。同様な指摘はまた趙翼(1727—1804)にも見られ、趙氏は春秋列國では夏正を用いることの方がむしろ多く、齊・晉・鄭國が夏正、宋國が殷正を使用していたと論じている(『陔餘叢考』卷二「春不書王」の條)。

以下にその具體例を若干挙げてみよう。たとえば僖公五年

の經文には晉の太子申生の死亡記事が「五年、春、晉侯殺其世子申生」として記録されているのであるが、『左傳』では、すでにその前年の傳文に「十二月、戊申、縊于新城」という記述が有つて、その時期が經文よりも早いのである。

また僖公十五年の經文では「十有一月、壬戌、晉侯及秦伯戰于韓、獲晉侯」とあるのに對して、『左傳』では「九月、晉侯逆秦師、使韓簡視師。…壬戌、戰于韓原。…秦獲晉侯以歸」というように記述されており、したがつて傳文が經文よりも二箇月早いことになる。

これら經傳の齟齬する例については、近時の『左傳』注釋家も、顧炎武以來の見解を踏まえて、これが各國の曆法の相違に起因することを承知しており、つとに竹添進一郎『左氏會箋』が「晉用夏正之一證」（僖公五年經の條）と述べ、近人の楊伯峻『春秋左傳注』もまた「傳乃晉史用夏正、則九月也」（僖公十五年傳の條）と述べているように、晉國の曆法が「夏正」であつたとする見解を妥當とすべきであらう。つまり『左傳』の文章は、晉國の史書（それは夏正に據るため春秋曆より見かけ上二箇月早い）をそのまま襲用したため、同時同一事件であるはずのものが、經文の月と合わなくなつてしまつたわけである。

もっとも、列國史書を『左傳』として編纂した作者も、實のところ、この春秋諸國の曆法が相違する事實を知らなかつ

たわけではなさそうである。なぜなら、たとえば昭公十七年傳には魯の梓慎の言葉として、

火（大火星）の出づるは、夏（夏正）に於ては三月と爲し、商（殷正）に於ては四月と爲し、周（周正）に於ては五月と爲す。夏の數は天を得たり。

という記述が見えることからそのことが推定できるからである。しかしなによりも、列國史書を『左傳』に編纂するに際して、これらを「春秋曆」に統一すべく、季節・月・干支等に脩改を施したことが容易に豫想されるのである。なぜなら、そうでなければ、經傳の齟齬する例が、現在指摘し得るわずか四十例に満たない數に止どまるはずが無いからである。したがつて右に擧げたような經傳齟齬の例は、中には若干の傳承の過程での誤寫によるものも有らうけれども、そのかなりの部分が『左傳』編纂時における、いわば「脩改漏れ」とでも言うべきものだと考えられるのである。

ところがここで問題となるは、この「脩改漏れ」の經傳齟齬の例について、『左傳』自身が解説を加えているものが、數例ながら存在していることである。たとえば先に引用した僖公五年の晉の太子申生の例であるが、これについて『左傳』は、「晉侯、太子申生を殺すの故を以て來たり告げしむ」と記している。これによると實際に太子が死亡した年の翌年春に、魯國へその事情を伝える晉國からの正式の報告が有つ

たため、『春秋』經文には報告の有ったその時を以て記録したというのである。

あるいはまた文公十四年の經文に「齊公子商人弑其君舍」とあるのは、その直前の經文が「九月甲申、公孫敖卒于齊」であるから、少なくとも九月以降の事件と思われるのに、これが傳文では七月の事として記録され、

秋、七月、乙卯、夜、齊の商人、其の君舍を弑して元に讓る。……齊人、懿公を定め、來たりて難（事件）を告げしむ。故に書するに九月を以てす。

と解説されている。ここでも魯國への正式な通知が有ったうえで、その時を以て經文に記録したというのである。つまりこれらは經傳が齟齬する理由を、魯國への赴告の時期によって説明しようとするものである。

さらにもう一例、隱公三年經に「三月、庚戌、天王崩」とあるのに對して、傳文では「三月、壬戌、天王崩」と記述されておき、『左傳』が續けて「赴ぐるに庚戌を以てするが故に之れを書す」と説明している例を付け加えておこう。

さて以上の通りだとすると、列國史書を集めて『左傳』（の元本になった原『左傳』）を編纂し、本來は異なっていた曆法に統一を持たせるべく脩改を施したいわば第一次の作者と、右のような説明を施した解説者とを同一人と見なすことはできないであろう。解説者は列國の曆法の違いに無知であ

ったか、あるいは知ってはいたが、その時點での變改がもはやできなかったか、のいずれかであろう。筆者は前者の可能性が高いと考えている。いずれにせよ、これは『左傳』の成立の重層性を示すものである。

○ ところで、以上述べてきたような、經傳の齟齬を魯國への赴告の時期によって説明しようとするのは、實はこれに限られたことではなく、『左傳』のそのほかの部分にも間々見られる方法であった。それは、『左傳』中に數多く見出せる「無經の傳」（對應する經文が無い傳文）に對する『左傳』自身の説明の仕方のひとつでもあったのだ。

たとえば『春秋』經文には、周王を始めとする列國君主の死亡記事（また埋葬記事）を數多く記録している。そしてこれを周王に限っていえば、その「崩」御を記録するもの九例、埋「葬」を記録するもの五例を見出し得る。ところが春秋時代には十四人の周王が在位していたことが『左傳』や『史記』によって確認されるから、『春秋』經文には明らかに脱落が有ることが分かるのである。しからはこれらを『左傳』は如何に説明しているか。文公十四年に、

十四年、春、頃王崩ず。周公閱、王孫蘇と政を争ふ。故に赴げず。凡そ崩薨は、赴げざれば則ち書せず。禍福も告げざれば亦た書せず。不敬を懲するなり。

とある傳文が、そのひとつの回答である。これによると、頃王崩御についての正式な通告が周から魯國に無かったため、『春秋』經文にはそのことが記録されなかったというのである。そしてこのような例が王や諸侯の死亡記事に限られないことは、「禍福も告げざれば亦た書せず」という右の記述からも伺えるであろう。

そこでもう一例、哀公元年傳を紹介しよう。ここでは春秋末の有名な吳越の戦いの後、會稽山に立てこもって和平を請う越王句踐の申し出を受け容れようとする吳王夫差に對して、これを諫止する伍子胥の長い言葉を記した後、三月に吳越が和平したことを記述しているが、しかしこの吳越の戦いや和平についての經文の記録は一切無いのである。そのことをば『左傳』は、

三月、越、吳と平ぐ。吳の越に入るを書せざるは、吳、慶（勝利）を告げず、越、敗を告げざればなり。

と説明する。つまり吳越どちらか一方の國からでも魯國に正式な通告が有れば、それを經文に記録するのであるが、この場合双方ともに告げてこなかったため、その記録が無いというのである。

このように『左傳』は、公・穀二傳に對する大きな特徴として挙げられる數多くの「無經の傳」の存在について、それを説明するひとつの方法として、魯國への赴告の有無という

考え方を用いているのである。したがって、前述の經傳の季節・月・干支等の異同を赴告の時期によって説明するというのは、この方法を適用したものと思われる。

もっとも、これらの例すべてにわたって『左傳』が解説を加えているわけではない。それはあたかも經傳の異同に氣付いていないかのごとき印象を受けるほどである。しかしそのことがかえって經傳齟齬例の「脩改漏れ」であったことを裏書きするのではなからうか。

四 十二月乙亥、赴

さて以上論じてきたことを踏まえ、再び齊桓公の最期について考えたいと思う。關連する部分のみであるが、もう一度『左傳』の文章を左に引用する。

經【冬、十有二月乙亥、齊侯小白卒】

傳 冬、十月 乙亥、齊桓公卒。

易牙入、與寺人貂因内寵以殺羣吏、而立公子無虧。孝公奔宋。

十二月乙亥、赴。辛巳、夜殯。

經【秋、八月丁亥、葬齊桓公】

傳 秋、八月、葬齊桓公

すでに二節において述べたように、魯國への正式な赴告があった「十二月乙亥」を以て『春秋』に記録したというのが

『左傳』の説明であつた。しかし右の例もまた、前節で論じてきた諸例と同様に考えるべきではなからうか。すなわち桓公の死は齊曆では「十月乙亥」、春秋曆では「十二月乙亥」であり、そこに空白の二箇月は存在しなかつた、と。七日にして收め、九月にして葬つた、と(2)。

ところが『史記』齊世家は『左傳』と『春秋』との見かけ上のズレの眞の意味が理解できず、ここに空白の六十日の期間が有つたものと見なし、「桓公病、五公子各樹黨爭立。及桓公卒、遂相攻、以故宮中空、莫敢棺」云々という一文を附加したのである。そして六十日と、乙亥から辛巳までの七日間を足して「桓公尸在牀上六十七日」とし、このような長期間にわたつて遺體が放置されたままでは、當然「尸蟲出于尸」という結果になるであらう、というわけで、ここに「尸蟲」説話が生み出されることとなつたのである。

ただしここでお断りしておかねばならないのは(そしてこれについてはまた次節で論じることであるが)、筆者は一節で擧げた諸文献『呂氏春秋』等が『史記』の記事に據つたと考へてゐるのでは決してない。『史記』のごとくに『左傳』を誤解し、ために「尸蟲出于尸」なる虚構の説話を創作した者がいたはずだ、というのである。『史記』はそれを襲つたにすぎない。ただ『史記』がその間の事情を具體的に我々に示してくれると考へるのである。「齊世家」の「十二月乙亥、(無詭

立、乃棺)赴。辛巳夜、(斂)殯」という()内が『左傳』に無い表現であるが、十二月乙亥の日に、「公子無詭が即位し、そこでやつと棺を用意し」、他國に訃報を出し、辛巳の日の夜に斂殯した、というように言葉を補つたところに、司馬遷の心持ちが伺えるであらう。

ところで、杜預の經傳齟齬例についての態度についても述べておきたい。杜預はこのような例に對しては、自らの著作である『春秋長曆』を基準にして、あるいは經の誤りを指摘したり(3)、あるいは傳の誤りを指摘したりするものであるが、おおむね『左傳』の「赴告説」を用いることが多い。そして『左傳』が説明しない(先の言い方では、『左傳』が氣付いていない)例についても、これを應用してゐるのである。本稿では、論述が煩瑣になることを恐れ、ここまで杜預説に言及することを控えてきたことを、お断りしておく。

したがつて杜預がこの齊桓公の記事について、「六十七日乃殯」と注するのは、「赴告説」を堅持するところからすれば、むしろ當然である。ところが、この例以外の箇處において、杜預説は春秋列國の異なる曆法の存在に氣が付かない誤つた解釋である(4)、として退けた近時の『左傳』注釋家の多くが、事この齊桓公の一件に關しては等しく杜預説に引きずられてゐるのはどうしたことか。

たとえば『左氏會箋』も、「齊桓以十月乙亥卒、此書十二

月者、以內亂故、越六十日始來赴也」と述べ、楊伯峻氏『春秋左傳注』もまた、「實卒于十月乙亥、赴以十二月、書從赴」と注釋しているのである。ただ劉文淇『春秋左氏傳舊注疏證』のみが、劉貴曾（劉文淇の孫、劉師培の父）の「經稱十二月、傳稱十月。傳用夏正十月丁卯朔」という見解を付記しているのが注目されるが、しかしそれ以上の言及は無い(6)。

『史記』を始め、諸子文獻の傳える「尸蟲出于戸」という説話の持つ影響力の強さをあらためて痛感せざるを得ない。

五 尸蟲出于戸と韓非子

それでは「尸蟲出于戸」という説話は何時、誰によって創作されたのか、ということが最後に問われなければならないであろう。一節で諸子文獻の説話のおおまかな先後關係圖を示しておいたが、これらの説話はいずれも、桓公と管仲の對話から成っており、この中に登場する人物だけに限ってみても、説話の發展の過程をある程度辿ることができそうである。そして『韓非子』難一篇所載の説話が、どうやらその初期のもののように考えられるのである。

『韓非子』難一篇では、豎刁・易牙・衛公子開方を退けるべきだとの管仲の忠告を實行できなかった桓公は、その結果が「及桓公死、蟲出戸不葬」であったという。

一方『莊子』徐無鬼篇の例は、管仲が齊國を託すべき人物

として鮑叔牙を不可として隰朋を推したという説話であるが、これを受けたと思われる『呂氏春秋』貴公篇の段階では、この説話の後に「用豎刀而蟲出於戸」という一句が付け加えられている。ところがこれがいかにも木に竹を繼いだ印象が否めないものである。鮑叔牙・隰朋の人物比較説話と「蟲出於戸」説話とは、本來關係はなかつたであろう。

そしてさらにこれが『韓非子』十過篇になると、鮑叔牙・隰朋の人物批評の間に豎刁・衛公子開方・易牙の三人のそれが割って入った形となり、最後に「身死三月不收、蟲出於戸」として締めくくられている。これらのことからすると、『韓非子』難一篇所載の説話がその最も古い形であることが想定されるのである。

というのも、『韓非子』や『呂氏春秋』等よりもその成立が早いと思われる文獻に「尸蟲出于戸」という説話が見出せないからである。『孟子』が、「仲尼の徒には(齊)桓(魯)文の事を道ふ者無し」と断じる言葉を額面通り受け取ることができないであろうが、それはともかく、『荀子』もまた「仲尼の門、五尺の豎子も言ふに五伯を稱するを羞づ」と宣言しながら、實は齊桓公に言及すること必ずしも少なしとしない。もしも當時かかる説話が普及していたとするなら、たとえば「仲尼」篇に、

齊桓五伯之盛者也。前事則殺兄而爭國、內行則姑姊妹之

不嫁者七人、閨門之内般樂奢汰、以齊之分奉之而不足、外事則詐邾襲莒、并國三十五、其事行也、若是其險汚淫汰也。

と述べて桓公の悪行を列擧する箇處に、なんらかの片鱗が有りそうなものではある。『墨子』や『莊子』、そして『國語』にもこのような説話は見當らないことも付言しておこう。戰國最末期にならないと、このような説話はまだできていかなかったことが豫想されるのである。

ただ齊桓公の死後の齊國の混亂、それに伴う桓公の葬儀の遅延は事實であつたのだろう。「十二月乙亥」から數えても、翌年「八月丁亥」の葬儀までには足掛け九箇月である。後世の文獻ではあるが、たとえば『禮記』王制篇の、

天子七日而殯、七月而葬。諸侯五日而殯、五月而葬。大夫士庶人、三日而殯、三月而葬。

とか、ほかならぬ『左傳』隱公元年條が記載する

天子七月而葬、同軌畢至。諸侯五月、同盟至、大夫三月、同位至。士踰月、外姻至。

という禮制を規準とすれば、齊桓公は(空白の二箇月を除いても)死後七日にして殯し、九月にして葬られたのであるから、やはりその時期は遅れていることになる(？)。しかも殯は本來朝行なうものであるから、その點でも禮制を逸脱したものであつた。こういうところにも桓公の死を異常視する下

齊桓公の最期と『左傳』の成立(野間)

地は有つたのであろう。

そこでもう一度『韓非子』難一篇所載の説話に話を戻そう。ここでは事件の中心人物の三人が、いずれも婦人や飲食をつかさどる君主側近の内臣であり、忠臣管仲の遺言を守らず、君主に迎合する内臣に政治を任せた桓公の失敗を際立たせるのが、この説話の主眼のひとつである。内臣の暗躍によって引き起こされた内亂ゆえに、『左傳』僖公十七年傳の記述をそのまま額面通りに受け取って、死後七日ではなく、プラス二箇月後に殯されたことされる桓公の死は、いかにも都合のよい材料であつた。かかる状況の下に、「尸蟲出于戸」という説話が虚構されたのではあるまいか。

六 左傳の成立

さて『左傳』はなかなか面倒な文獻である。前漢末に今文學に對抗してこの書を世に顯彰しようとした人物が、前漢王朝を篡奪した王莽に與みした劉歆であつたことは、必要以上この書の問題視する原因ともなつたであらう。とりわけ清朝の末期、今文公羊學派の劉逢祿・康有爲によつて『左傳』劉歆偽作説が主張され、これに對した古文學者の章炳麟・劉師培等の駁論は、春秋學史上に有名な論争であつた。そしてこれが我が國にも波及し、同様な論争を引き起こしたのも周知のことであるが、現在では、古文學者の方法論を徹底化し

た鎌田正氏『左傳の成立と其の展開』(大脩館書店、一九六三)において、たとえば『史記』の中に『左傳』の解經の文章の存在が確認されたこと等もあって、劉歆偽作説の成り立たないことが證明された、とする見方が主流のようである。

そして本稿の論旨が幸いにも認められるとするならば、本稿の結論は鎌田説を補強する一證となるであろう。『左傳』は『史記』に先立つことはもちろん(『韓非子』諸篇の成立年代の問題があるので、これを措くとして)、『呂氏春秋』より以前に「赴告説」を具備した、すなわち「解經」部分を含んだ、したがって『春秋』經の傳としての『左傳』がすでに成立していたことになるからである。

しかし筆者は、現行の『左傳』が『呂氏春秋』以前にまると完成していたとは、實は考えていない。最終的な成立は、やはり劉歆を待たなければならぬのではないか。何を以て「偽作」と見なすかによつては、未だ解決できていない問題も少なからず有るのではないかと考えるからである。しかしそのことについては、さらに別の論考を必要とするであらう。

註

(1) 最近發表された吉本道雅氏「左氏探源序説」(『東方學』第八十一輯 一九九一)は、近時の曆學の成果を踏まえた「復

原春秋曆」に基づき、この點をより詳細緻密に考察された論考である。曆法に無知な筆者には充分に咀嚼できない部分を含むのであるが、氏の出された結論は次の通り。「經傳には a 建丑、b 建寅を基調とする曆に據る材料が認められ、うち傳においてかかる材料に關係する國として、a には楚齊衛、b には鄭晉を擧げうる。『左傳』の原資料として國別年代記を想定すると、最も多い場合五種、最も少ない場合でも二種の春秋曆以外の曆に據る年代記の存在が推定されることになる。」

(2) 第一節で列擧した文獻のうち、『韓非子』説疑篇の「七日不收」、『管子』戒篇の「七日不斂、九月不葬」とあるのは、果して偶然の一致であろうか。この兩者に「蟲」云々が無いことを思い合わせると、むしろこれが古い形であったかもしれない。

(3) 襄公二十七年經「十有二月乙卯、朔、日有食之」の條等。

(4) 莊公八年經「十有一月癸巳、齊無知秋其君諸兒」の條等。

(5) もっとも杜預は、晉國の曆法が夏正であったことを、當時發掘された『竹書紀年』を實見することによつて承知していた(『春秋經傳集解』後序)。ただ『左傳』の注釋にこれを適用しなかつたのである。

(6) かつて「疑古學」を提唱し、『古史辨』を主催して「古史辨學派」を代表した顧頡剛氏(1893—1980)の遺稿『春秋三傳及國語之綜合研究』(中華書局香港分局、一九八八)中には、列國の「用曆」の問題に言及した一節があり、そこにおいて『左傳』僖公十七年の經傳の顛歸につき、「傳亦無彌縫

之説、想亦未覺察也」と述べているのは、筆者の見解とは少し異なるが、『史記』齊世家について、「蓋由於周曆夏曆之錯置未察、史公因左傳之文推其日而演成此誤焉」と述べているのは、疑古學派の總帥の面目を示す的確な指摘である。

(7) ただし春秋經傳に徴すると、諸侯の「葬」は五月よりはむしろ三月が多い。また遅い例としては、衛桓公の十四月、陳靈公の二十二月、蔡靈公の三十一月が有る。